

目次

Check test No.4. (6) の解説を一部修正しました。
(’23 8.23)

Introduction：はじめに

No.1：目的

No.2：定義

No.3-1：登録制度

No.3-2：登録の有効期間、更新登録、登録事項の変更、変更登録

No.4：営業保証金

本資料に掲載

No.5：旅行業務取扱管理者

No.6：料金の揭示

No.7：旅行業約款

No.8：取引条件の説明

No.9：書面の交付

No.10：外務員

No.11：広告に関する規定

No.12：標識の揭示

No.13：企画旅行の円滑な実施の措置（旅程管理措置）

No.14：受託契約（企画旅行を実施する旅行者の代理）

No.15：旅行業者代理業者

No.16：旅行サービス手配業者

No.17：禁止行為

No.18-1：旅行業協会

No.18-2： // （弁済業務保証金制度）

No.19：業務改善命令、業務停止、登録の取消

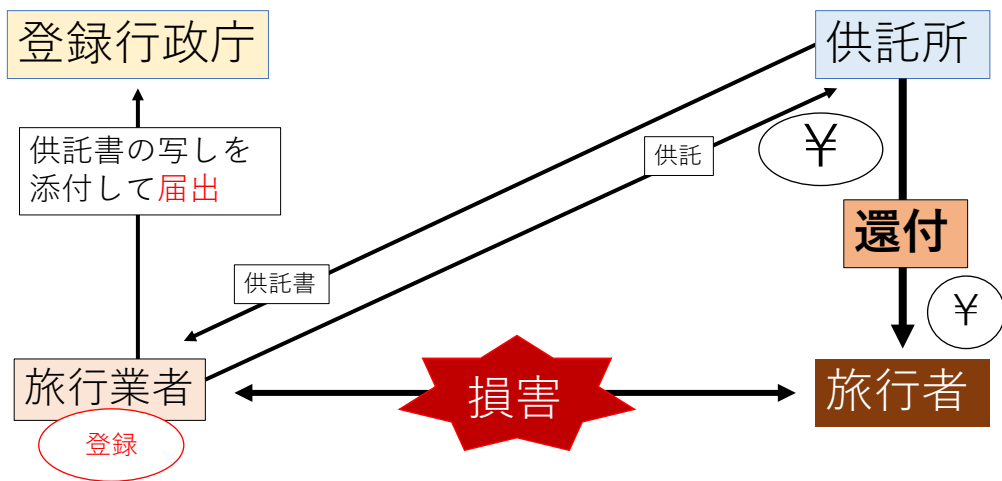
No.20：罰則

No.4 : 営業保証金

登録を受けても、すぐには事業を開始できません。登録後に旅行業者は国の機関である供託所に営業保証金を供託（預けるといふこと）しなければなりません。営業保証金とは、以下のように旅行者を保護するためのお金です。

1. 営業保証金制度とは

旅行業者と旅行業務に関して取引をした旅行者がその取引によって生じた債権（旅行業者が倒産して、旅行が実施されない場合の旅行者が支払った旅行代金など）について、旅行業者が国に供託した営業保証金から一定の範囲で旅行者に弁済する制度。旅行者は旅行業者が供託している営業保証金から旅行代金等の範囲内で弁済を受けることが可能になります。



2. 営業保証金の供託

- ① 旅行業者は登録の通知を受けてから所定の営業保証金*1を主たる営業所の最寄りの供託所に供託します。
- ② 供託所は入金を確認し、供託書を交付します。
- ③ 旅行業者は、供託所の写し（コピー）を添付して、通知から14日以内に登録行政庁に届出をします*2。これで事業を開始できます。

また、旅行業者代理業者は、所属旅行業者が届出をしなければ事業を開始できません。

*1 金銭のほか国債証券、地方債証券又はその他の国土交通省令で定める有価証券をもって、充てることができます。

*2 14日以内に旅行業者が届出をしないとき、登録行政庁は7日以上期間内にその届出をすべき旨の催告をします。それでも届出をしないときは、旅行業の登録を取り消すことができます。

3. 営業保証金の額

- ① 各業者の営業保証金の額は、① 業務範囲（第1種～地域限定）と、② 前事業年度の旅行業務に関する旅行者との取引額により、次頁のように決定されます。

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額	営業保証金の額			
	第1種旅行者	第2種旅行者	第3種旅行者	地域限定旅行者
400万円未満	7,000万円	1,100万円	300万円	15万円
400万円以上 5,000万円未満	7,000万円	1,100万円	300万円	100万円
5,000万円以上 2億円未満	7,000万円	1,100万円	300万円	300万円
2億円以上 4億円未満	7,000万円	1,100万円	450万円	450万円
4億円以上 7億円未満	7,000万円	1,100万円	750万円	750万円
7億円以上 10億円未満	7,000万円	1,300万円	900万円	900万円

最低額を暗記します。

- ② 上記の金額に加えて、本邦外の企画旅行（募集型）を実施する旅行業者は、その取引額に応じて以下の額を加算します。

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額のうち、本邦外の企画旅行（募集型）に係るもの	営業保証金の額
8億円未満	0円
8億円以上 9億円未満	900万円
9億円以上 15億円未満	1,100万円
15億円以上 35億円未満	1,300万円

（注）この営業保証金は、登録時の財産的基礎（基準資産額）とは別の金額です。

（比較）	財産的基礎（基準資産額）	営業保証金の最低額
第1種旅行者	3,000万円以上	7,000万円
第2種旅行者	700万円以上	1,100万円
第3種旅行者	300万円以上	300万円
地域限定旅行者	100万円以上	15万円
旅行業者代理業者	規定なし	規定なし

この点の比較が良く出題されています。

4. 取引額の報告

- ① 営業保証金の額は前事業年度の旅行業務に関する旅行者との取引額が基準になります。
そのため旅行業者は、**毎事業年度終了後 100 日以内**に、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を登録行政庁に**報告**しなければなりません。
- ② この場合、取引額の増加により営業保証金も増加するときは、6. aの**追加供託**をします。
- ③ 旅行業者代理業者の取引額は、所属旅行業者がこれを含めて報告します。
また、旅行業者の取引額には他の旅行業者が受託契約により代理販売した額が含まれます。

5. 営業保証金の還付

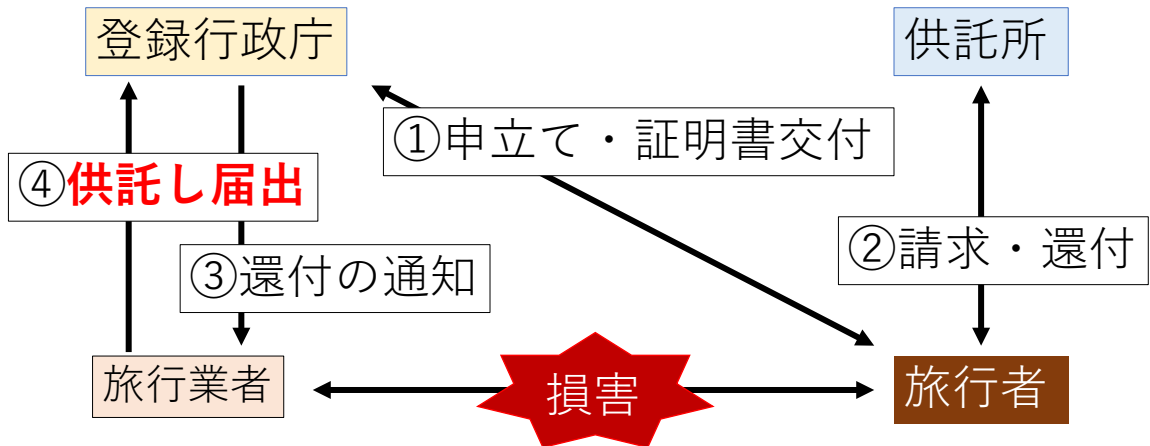
還付とは、旅行業者が旅行業務に関し取引をした旅行者に債務を履行しない（旅行を実施しない等）ときに、旅行者がその旅行業者が供託している**営業保証金から支払いを受ける**ことをいいます。

a. 還付を請求できる者

- ① 還付を受けられるのは、旅行業者等と取引をした**旅行者のみ**に限られ、運送機関や宿泊機関は含まれません。
- ② 還付を請求する旅行者は**登録行政庁**に申し立て、証明書を受けてから供託所に請求します。
- ③ 旅行業者の死亡・法人の合併による消滅により登録の抹消があつた場合でも、相続人や事業承継者が旅行業の登録を受け、営業保証金について**承継**した旨の届け出をしたときは、承継した者から還付を受けることができます。

b. 還付があった後の手続き

- ① 営業保証金が還付されると、供託している営業保証金の額が減少します。
- ② このときは登録行政庁から旅行者業者に還付があった旨の通知がなされます。
- ③ 通知を受けた旅行者は、不足額を供託し登録行政庁に届け出なければなりません。
- ④ 旅行者業者がこの通知を受けてから 14 日以内に供託し、その旨を届け出なければ登録は失効します。



6. 追加供託と取り戻し

前記の還付があった場合だけでなく、旅行者との取引額の増減や変更登録などにより、**供託すべき営業保証金の額が変更**することがあります。

a. 追加供託

- ① 前述の4. ②の通り、旅行業務に関して旅行者との取引額を報告しますが、**取引額の増加**によって供託すべき営業保証金の額が不足するときは、毎事業年度終了後において、その**終了の日の翌日から 100 日以内**に追加供託しなければなりません。
- ② 前述の5. b. ③の通り、還付があった場合には、還付の通知を受けてから **14 日以内**に追加供託しなければなりません。
- ③ 旅行者業者が**変更登録**を受けて、営業保証金の額が規定額よりも不足する時も追加して供託しなければなりません。(例：第 2 種の登録で 1,100 万円を供託していた業者が、第 1 種に変更し 7,000 万円を供託する必要があるとき。)これがなければ新たな種別では業務ができません。
- ④ 上記のほか、国土交通省令の改正があって営業保証金の額が増額された場合があります。

b. 営業保証金の取戻し

- ① 追加供託とは逆に、現在供託している営業保証金の額が、規定よりも多くなる場合があります。そのときは、供託している営業保証金を取り戻すことができます。
- ② 取り戻す時期は、以下のように**直ち**に取り戻せる場合と、**公告**が必要な場合があります。
- ③ 公告とは、還付の権利を有する者に対し**6ヵ月を下らない一定期間内**に申し出るべき旨を官報に掲載することをいいます。

取り戻しができる事由	公告の要否
① 旅行業の登録が抹消されたとき	必要
② 変更登録を受け、営業保証金が減少するとき（例 第1種 → 第2種への変更）	必要
③ 旅行業協会の保証社員になった	必要
④ 前事業年度の取引額が減少し、供託額が規定の額を超えているとき	不要
⑤ 国土交通省令の改正で営業保証金額が減額されたとき	不要

[Check Test No.4]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 旅行業の登録の通知を受けた旅行業者は、事業を始める前に営業保証金を供託しなければならない。()
- (2) 旅行業者の営業保証金は、登録行政庁に供託しなければならない。()
- (3) 旅行業者代理業者の営業保証金は、所属旅行業者が代わって供託しなければならない。()
- (4) 旅行業者の営業保証金は、業務の範囲と前事業年度の旅行業務に関する旅行者との取引額によって決定される。()
- (5) 第1種旅行業者の営業保証金の最低額は 7,000 万円である。()
- (6) 第2種旅行業者の営業保証金の最低額は 3,000 万円である。()
- (7) 第3種旅行業者の営業保証金の最低額は 3,00 万円である。()
- (8) 地域限定旅行業者の営業保証金の最低額は 100 万円である。()
- (9) 営業保証金を供託した旅行業者は、登録の通知から 14 日以内に供託所の写しを添えて登録行政庁に届け出なければならない。()
- (10) 営業保証金は必ず金銭で供託しなければならない。()
- (11) 旅行業者は前事業年度の旅行業務に関する旅行者との取引額を、毎事業年度終了後 100 日以内に登録行政庁に報告しなければならない。()
- (12) 旅行業者代理業者の(11)の取引額は、所属旅行業者が自己の取引額として報告する。()
- (13) 営業保証金から還付を受けられるのは、旅行業者等と取引をした旅行者のみに限られる。()
- (14) 還付を請求するためには、登録行政庁に申し立てなければならない。()
- (15) 還付がありその旨の通知を受けた旅行業者は、通知を受けてから 14 日以内に不足する額を供託し、届け出なければ登録は失効する。()
- (16) 旅行業者の前事業年度の旅行者との取引額が増加し、供託すべき営業保証金が規定額に不足するときは、毎事業年度終了後の翌日から 100 日以内に追加供託しなければならない。()
- (17) 旅行業者が変更登録を受け、供託すべき営業保証金が減少するときは、直ちに営業保証金を取り戻すことができる。()
- (18) 旅行業協会に加入している旅行業者は、営業保証金を供託する必要はない。()

No.4

- (1) ○：その通りです。
- (2) ×：営業保証金の供託は、主たる営業所の**最寄りの供託所**にしなければなりません。
- (3) ×：**旅行者代理業者**には営業保証金を供託する義務はありません。
- (4) ○：その通りです。
- (5) ○：その通りです。大変ですが覚えましょう。
- (6) ×：第2種旅行者の営業保証金の最低額は、**1,100万円**です。
なお、財産的基礎（基準資産額）は700万円以上です。
- (7) ○：その通りです。大変ですが覚えましょう。
- (8) ×：地域限定旅行者の営業保証金の最低額は**15万円**です。なお、財産的基礎（基準資産額）は100万円以上です。
- (9) ○：その通りです。届出がなければ事業を開始できません。
- (10) ×：金銭だけでなく、国土交通省令で定める**有価証券**（国債証券、地方債証券など）で供託することもできます。
- (11) ○：その通りです。
- (12) ○：旅行者代理業者には営業保証金の供託義務はなく、旅行者との取引額は旅行者が自己の分として計上します。
- (13) ○：**旅行者保護**の制度であり、損害を被っても運送機関や宿泊機関は還付を請求することができません。
- (14) ○：その通りです。登録行政庁に損害があったことを認めてもらわなければいけません。
- (15) ○：その通りです。現実的には供託できる例は稀有でしょう。
- (16) ○：取引額の報告と同じ規定です。
- (17) ×：この場合、6カ月を下らない一定期間に申し出るべき旨の**公告**がなければ取り戻すことはできません。
- (18) ○：旅行業協会に加入している旅行者は、営業保証金制度と同じ趣旨の弁済業務保証金制度を利用することができます。（後出のNo.18-2の制度）